

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会

第3回常任委員会



マスコットキャラクター アップリート君

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

日 時：令和7年5月21日（水）総会終了後

会 場：JA十和田おいらせ 本店 3階 大会議室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会
第3回常任委員会資料

【 次 第 】

1. 報告事項

報告事項1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回各専門委員会における審議事項について

2. 議 事

議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催推進総合計画（年度別業務一覧表）の第二次改訂（案）

3. 参考資料

参考資料1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会常任委員会名簿

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会 第2回各専門委員会における審議事項について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会則第13条第2項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回各専門委員会（総務企画専門委員会、宿泊衛生専門委員会、輸送交通専門委員会）における審議事項について、以下のとおり報告する。

1 第2回総務企画専門委員会（令和6年8月23日）

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市協賛取扱要項（P. 2 - 6 参照）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市識別用品整備要項（P. 7-8 参照）
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市遺失物・拾得物取扱要項（P. 9-10 参照）
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市保険加入要項（P. 11-14 参照）
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市ボランティア募集要項（P. 15-17 参照）
- (6) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市歓迎装飾・接伴実施要項（P. 18 参照）
- (7) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市案内所・休憩所設置運営要項（P. 19-20 参照）
- (8) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項（P. 21-27 参照）

2 第2回宿泊衛生専門委員会（令和6年8月27日）

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市弁当調達要項（P. 28-29 参照）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市医療救護要項（P. 30-31 参照）
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市防疫対策要項（P. 32 参照）
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市食品衛生対策要項（P. 33 参照）
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市環境衛生対策要項（P. 34-35 参照）

3 第2回輸送交通専門委員会（令和6年8月29日）

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市輸送・交通業務実施要項（P. 36-39 参照）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ十和田市消防防災・警備業務実施要項（P. 40-42 参照）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市企業協賛取扱要項

1 趣 旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に係る用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の広報啓発、歓迎装飾及び大会運営に要する諸物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関すると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。
ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。

- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について事前に実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 謝意の表明等

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。
- (2) 謝意を表明する基準については、別表第1のとおりとする。
- (3) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (4) 協賛者名を掲載する基準については、別表第2のとおりとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議して対応する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (3) 愛称・スローガンの使用については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、以下のフレーズを無償で利用できる。この場合において、協賛者は、事前に実行委員会から内容の確認を受けるものとする。
- ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催を応援しています。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催の協賛企業です。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催〇〇競技会を応援しています。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催〇〇競技会の協賛企業です。
- (4) 競技別リハーサル大会における企業協賛の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

別表第 1

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
個人 企業・団体・	100 万円以上	感謝状 (額付)	贈呈式	会長 (市長)
	100 万円未満 10 万円以上	同上	持参	事務局長
	10 万円未満	礼状	郵送	事務局

別表第 2

協賛者	評価額	ホームページ等	プログラム等	協賛物品
個人 企業・団体・	10 万円以上	協賛者ロゴ・リンク先貼付、写真	競技プログラム等に協賛者名表示	掲載可能物品に全て協賛者名掲載
	10 万円未満	協賛者名		

様式第 1 号

協 賛 申 込 書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会会長 様

〔申込者〕

名称

代表者名〔個人の場合は本人氏名〕

所在地〔個人の場合は本人住所〕

電話番号

十和田市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

項 目	内 容 等	備 考
協賛物品等名		
仕様〔規格・内容〕		
数量・単価		
総額〔相当額〕		
協賛方法	☐ 提供 ・ ☐ 貸与 ・ ☐ 協賛金	
引渡予定日	年 月 日	
そ の 他		

※協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、申込者において負担します。

〔申請担当者連絡先〕

所 属

氏 名

電話番号

様式第2号

協 賛 受 領 書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会会長

十和田市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会に係る協賛物品を下記のとおり受領しました。

記

項 目	内 容 等
協賛物品等名	
仕様〔規格・内容〕	
数量・単価	
総額〔相当額〕	
協賛方法	☐ 提供 ・ ☐ 貸与 ・ ☐ 協賛金
受 領 日	年 月 日
そ の 他	

青の煌めきあおもり国スポ十和田市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、競技の円滑な運営を図るため、識別用品の整備について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第2号に掲げる服飾品については、簡素化及び効率化を考慮して、その一部のみを整備することができるものとする。

- (1) IDカード
- (2) 服飾品（帽子、ジャンパー及びベストをいう。）
- (3) その他大会の運営に必要と認めるもの

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素化及び効率化を考慮して、IDカードのみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として大会に従事する役員、係員等の識

別を図ることができるものとする。

6 整備委託

実行委員会が競技団体に識別用品の整備を委託する場合における委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 共催市町との協議による整備

他市町と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市町と協議のうえ定める。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣 旨

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物又は拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- （１）遺失物又は拾得物の届出の取扱いは、各競技会場の受付案内所の受付案内係が実施するものとする。
- （２）届けられた拾得物については、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の総務係（以下「総務係」という。）へ引き継ぐものとする。
- （３）総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- （４）競技会終了後の遺失物・拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- （１）拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付して一時保管するものとする。
- （２）遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物の届け出番号を伝えるとともに、遺失物一覧簿（様式第 6 号）に記入し、拾得物一覧簿と照会し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明するものとする。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受けるものとする。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受けるものとする。
- (3) 拾得者が報労金の請求権利を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第8号）を作成し、拾得者に通知するものとする。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。
- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第9号）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申出があった旨を所轄警察署に伝えるものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市保険加入要項

1 趣 旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において加入する保険に関し、必要な事項を定める。

2 契 約

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、その内容に応じて、損害保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故及び補償内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中（会場設営・撤去及び公式練習日を含む。以下同じ。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びに大会運営上の過失から生じた事故に起因して、第三者の生命、身体及び所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物		1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為及び看護業務等に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3,000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の従事者が、大会開催期間中に従事しているとき又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動において発生した偶発事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶発事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

区分	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員 競技会補助員 一般観覧者	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
医師	1 億円	30,000 円	10,000 円
看護師	3,000 万円	10,000 円	5,000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故

- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中に事故が発生したときは、実行委員会に対し、事故報告書（様式第1号）を速やかに提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行うものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款及び特約条項の定めるところによるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険加入に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第 1 号

事 故 報 告 書

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会会長 様

報告者 所属： 部 班 係
氏名：

【傷害事故の場合】

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負 傷 者	住 所
	氏 名
	電 話
医療機関	住 所
	名 称
	担当医師
傷害内容	傷 病 名
	症状・程度など

【物損事故の場合】

被害物	被害物名
	被害状況
	被害物の写真 有 無
所有者	住 所
	氏 名
	電 話

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市ボランティア募集要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下「大会」という。）において、全国から訪れる選手・監督、大会関係者及び一般観覧者を心のこもったおもてなしで温かくお迎えするとともに、十和田市ならではの魅力あふれる大会とするため、大会の広報及び運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

活動内容は、次のとおりとする。

項 目		内 容
広報・市民運動		大会等のPR活動、市民運動補助
競技会運営	受付・案内	来場者受付、会場案内等
	会場整理	観客誘導、駐車場整理の補助等
	会場美化	ゴミ箱管理、会場内の清掃等
	会場サービス	弁当・飲み物の配布、空き箱の回収等
	その他	その他競技会運営に必要な活動

4 募集期間

令和6年度から募集人数に達するまでとする。

5 募集人員

競技ごとに必要な人数を算出後、決定する。

6 応募要件

十和田市に在住・在勤・在学の個人又は団体で、令和8年4月1日時点で12歳以上であること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

7 応募方法

応募者は、登録申込書に必要事項を記入のうえ、実行委員会事務局まで持参、郵送、ファックス又は実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込むものとする。

8 登録・取消し

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 本人又は団体からの申し出のほか、大会等のイメージを損なう行為等があった場合は、登録を取り消すことがある。

9 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

実行委員会は、登録者に対し、活動内容に応じて必要な研修会等を実施する。

12 待遇

- (1) 活動及び研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 服飾等の識別用品及び昼食については、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (3) 活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担により「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入するものとし、その他の活動における事故等については、実行委員会は責任を負わないものとする。

13 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に基づき、適切に管理する。
- (2) 申込みの際に青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「青森県実行委員会」という。）への情報提供に同意した登録者の個人情報に限り、青森県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

14 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集に関して必要な事項は、

別に定める。

- (2) 競技別リハーサル大会におけるボランティアの募集についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市歓迎装飾・接伴実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市広報基本計画」及び「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要な駅その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕、プランター等を設置する。設置にあたっては、景観等にも配慮し、華美・過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

(2) 接伴（おもてなし）

ア 今後の本市への誘客を図るため、競技会場において本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を行うほか、観光ガイドブックの配布等を行う。

イ 接遇意識を高めるため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及び接伴の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾及び接伴の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市案内所・休憩所設置 運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市広報基本計画」及び「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」において、選手・監督、役員、報道員、視察員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光等の案内を行う案内所及び憩いの場となる休憩所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議の上、主要な駅に設置するものとし、受付案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上定めるものとし、受付案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

5 開設期間

- (1) 総合案内所の開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 受付案内所及び休憩所の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技会場、競技日程等の案内に関すること。
- イ 交通、観光等の案内に関すること。
- ウ 観戦ガイド、観光パンフレット等配布物の管理に関すること。
- エ 総合案内所及びその周辺の装飾の管理に関すること。
- オ その他総合案内所に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び資料等の配布に関する事。
- イ 競技会場、競技日程等の案内に関する事。
- ウ 交通、宿泊、観光等の案内に関する事。
- エ 遺失物及び拾得物の受付に関する事。
- オ 迷子等の対応に関する事。
- カ その他受付案内所に関する事。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等に対する飲食物の提供に関する事。
- イ 休憩所及びその周辺の管理、運営及び美化に関する事。
- ウ その他休憩所に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市広報基本計画」及び「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

各競技会場に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

5 出店数、出店位置及び出店規模

出店数及び出店位置は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定し、出店規模は、原則として1店舗あたり約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて出店数、出店位置及び出店規模を変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（1）スポーツ用品

（2）国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

（3）郷土物産品

（4）飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造、加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理（加熱する、かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、以下のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 申請書の提出時点において、1年以上市内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会以降の国体、競技別リハーサル大会の出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めたもの

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 申請書の提出時点において、当該出店業務に関する法令等に違反して過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請書の提出時点において、市税（十和田市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。また、販売員として暴力団員を雇用していないこと。

8 運営設備等

売店の運営に係る設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) その他必要な書類

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。この場合において、出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合において、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出するものとし、実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第6号）を発行する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の推進などに関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ その他実行委員会が特に認めた者

- (4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、出店の申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めたものを出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書（様式第7号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店出店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に申請を行い、営業許可証の写しを実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。

- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品として認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火器又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令等に定めることにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲げ、販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として、搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (8) 従事者は、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために

撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

(11) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、売店監督員に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により売店出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が不適當と認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後速やかに、出店に要した物品等を搬出し、原状回復をし、売店監督員の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 賠償責任

出店者又はその従事者が競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市宿泊基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における弁当の調達に関し、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、弁当調達に係る業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 対象及び弁当調達期間

- (1) 対象は、選手・監督、視察員及び報道員（以下「選手・監督等」という。）並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定及び取り消し

- (1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき、弁当調製施設の指定を行う。
- (2) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めて停止処分等を受けたとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当調整業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

7 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものと

する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市医療救護実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

（3）その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないもの）に限る。以下同じ。）、医療器具、AED等を配備する。

4 医療救護体制

（1）救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。

（3）炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

（4）宿舎における医療救護

大会参加者等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を実行委員会に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者へ周知を行う。

（5）救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所における応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 実施業務

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視するとともに、ホームページ等を活用して情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、当該患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、必要な措置を講じる。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

弁当調製施設、宿泊施設及び競技会場の食品販売店（以下「食品関係事業者」という。）並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

（2）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、食品関係事業者に対して食品衛生管理の強化を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

（3）健康管理

関係機関等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

（4）食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市医事・衛生基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1）環境衛生に対する意識の向上

市民、大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2）会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（3）生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

（4）廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑止、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

（5）宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

（6）飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質調査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

（7）衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じ

て予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適切な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外禁煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市輸送・交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市輸送・交通基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における輸送・交通業務の実施に関し、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送の対象者は、大会に参加する次の者とする。

- ア 選手、監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

（3）輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送・交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって十和田市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手、監督、役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が本市と本市以外の会場で行われる場合の輸送

同一競技が本市と本市以外の会場地で行われる場合は、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて、輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の措置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送と連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手、監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実行する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対し、臨時バスの運行、バス経路の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上バス・タクシー等により行い、必要台数を確保する。

ウ 予備車の確保

輸送・交通業務の実施期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全及び競技会場等周辺の混乱防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

輸送・交通業務の実施期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑緩和のため、輸送対象者に対し、公共交通機関の利用促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保

全対策及び輸送・交通業務の実施期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者等へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市消防防災・警備基本計画」に基づき、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実行について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

消防防災・警備業務の実施期間は、大会準備期間中及び大会期間中とする。

3 実施場所

消防防災・警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

（1）大会準備期間中

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防、警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）大会期間中

実行委員会は、警備・消防の担当を配置し、必要に応じて競技会場等の消防防災・警備業務を実施する。

5 消防防災業務

（1）基本事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。

イ 十和田市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本として対応する。

（2）実施内容

ア 大会準備期間中

（ア）競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。

- (イ) 競技会場等における消防防災設備、水利等の点検整備に関すること。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (エ) 防火防災意識の高揚及び啓発活動の推進に関すること。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関すること。
- (カ) 競技会場等の予防査察に関すること。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
 - (イ) 競技会場等における救急救助に関すること。
 - (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
 - (エ) その他必要な消防防災業務に関すること。
- (3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊施設が所在する市町村及び関係機関・団体等と調整し実施する。

6 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会準備期間中

- (ア) 競技会場等における自主警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ) 施設及び構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員の人員確保、事前教育及び訓練の実施に関すること。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。
- (イ) 通信手段の確保、運用に関すること。
- (ウ) 競技会場等における交通誘導警備に関すること。
- (エ) 競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関すること。

- (オ) 競技会場等における避難経路の確保に関すること。
- (カ) 入退場者管理に関すること。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ク) 競技会場等への不法侵入の予防、施錠の確認等に関すること。
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (コ) その他必要な警備業務に関すること。

7 大規模災害及び突発重大事案に係る対策

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連絡調整を図りながら実施する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催推進総合計画 (年度別業務一覧)の第二次改訂(案)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催推進総合計画で規定している年次計画(年度別業務一覧)の第二次改訂の変更内容は、以下のとおりです。

- (1) 分野ごと実施要項の策定に伴う実施項目の整理
- (2) 実行委員会SNS(X、Instagram)の開設、運営の開始
- (3) 国スポ・障スポ大会準備室から国スポ・障スポ大会推進課への名称変更

○変更内容

主要行事、準備組織

【変更前】

令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
国スポ大会準備室設置	国スポ・障スポ大会準備室に改称 実施本部 設置・開催	リハーサル大会実施本部設置	大会実施本部設置



【変更後】

令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
国スポ大会準備室設置	国スポ・障スポ大会準備室に改称 実施本部 設置・開催	国スポ・障スポ大会推進課に改称 リハーサル大会実施本部設置	大会実施本部設置

①総務企画

【変更前】

令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
開催総合計画策定・進行管理	大会運営ガイドライン策定	大会実施本部運営マニュアル作成	



【変更後】

令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
開催総合計画策定・進行管理	大会運営ガイドライン策定	大会実施本部運営マニュアル作成	

③広報

【変更前】

令和5年度（3年前）	令和6年度（2年前）	令和7年度（1年前）	令和8年度（開催年）
広報基本計画策定			
	広報啓発活動の推進		
実行委員会ホームページ開設準備	実行委員会ホームページ開設・運営		
	大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成



【変更後】

令和5年度（3年前）	令和6年度（2年前）	令和7年度（1年前）	令和8年度（開催年）
広報基本計画策定			
	広報啓発活動の推進		
実行委員会ホームページ開設準備	実行委員会ホームページ開設・運営	実行委員会 SNS 開設・運営	
	大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成

⑨宿泊

【変更前】

令和5年度（3年前）	令和6年度（2年前）	令和7年度（1年前）	令和8年度（開催年）
宿泊基本計画策定	リハ大会宿泊実施要項作成	大会宿泊実施要項作成	宿泊本部設置
	第二次仮配宿	第三次仮配宿	大会配宿実施
	リハ大会弁当調達要項作成	大会弁当調達要項作成	大会弁当調達実施
		リハ大会弁当調達実施	



【変更後】

令和5年度（3年前）	令和6年度（2年前）	令和7年度（1年前）	令和8年度（開催年）
宿泊基本計画策定	リハ大会宿泊実施要項作成	大会宿泊実施要項作成	宿泊本部設置
	第二次仮配宿	第三次仮配宿	大会配宿実施
	弁当調達要項作成	大会弁当調達要項作成	大会弁当調達実施
		リハ大会弁当調達実施	

⑪輸送交通

【変更前】

令和5年度（3年前）	令和6年度（2年前）	令和7年度（1年前）	令和8年度（開催年）
輸送交通基本計画策定			輸送本部設置
輸送交通業務実施要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成	
	リハ大会輸送計画作成	リハ大会計画輸送実施	
駐車場等調査・確保		車両誘導計画作成	



【変更後】

令和5年度（3年前）	令和6年度（2年前）	令和7年度（1年前）	令和8年度（開催年）
輸送交通基本計画策定			輸送本部設置
輸送交通業務実施要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成	
	リハ大会輸送計画作成	リハ大会計画輸送実施	
駐車場等調査・確保		車両誘導計画作成	

⑫警察・消防

【変更前】

令和5年度（3年前）	令和6年度（2年前）	令和7年度（1年前）	令和8年度（開催年）
警備・消防防災基本計画策定	警備・消防防災実施要項作成	警備・消防防災計画作成	警備・消防本部設置
	リハ大会警備・消防計画作成	リハ大会警備・消防本部設置	



【変更後】

令和5年度（3年前）	令和6年度（2年前）	令和7年度（1年前）	令和8年度（開催年）
警備・消防防災基本計画策定	警備・消防防災実施要項作成	警備・消防防災計画作成	警備・消防本部設置
	リハ大会警備・消防計画作成	リハ大会警備・消防本部設置	

青の雫めきあおもり国スポ・障スポ 十和田市開催推進総合計画【年度別業務一覧表】

年度	令和2年度(6年前)	令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)	実行委員会 解散総会	大会決算書	大会報告書
主要行事	大会開催内定 中央競技団体視察		準備委員会設立	日本スポーツ協会・文科省総合視察 大会開催・会期決定 国スポ大会準備室設置	国スポ・障スポ大会準備室へ改称	中央競技団体視察 リハーサル大会開催 国スポ・障スポ大会推進課へ改称 リハーサル大会実施本部設置	第80回国民スポーツ大会開催 第25回全国障害者スポーツ大会開催 大会実施本部設置			
準備組織			準備委員会 設立総会開催 準備委員会 総会開催 *実行委員会へ改組予定	常任委員会開催 総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	実施本部 設置・開催					
① 総務企画 ② 財務・財務	県準備委員会との連絡調整			県実行委員会との連絡調整 開催総合計画策定・進捗管理	大会運営ガイドライン策定 企業協賛取組要項作成 リハ大会予算編成 識別用品整備要項作成 遺失物・拾得物取扱要項作成 保険加入要項作成	大会実施本部運営マニュアル作成 企業協賛の推進 リハ大会予算執行・決算 大会経費予算編成 リハ大会識別用品整備 リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	大会予算執行・決算 大会識別用品整備 大会での遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入			
	リハ大会経費検討	大会経費調査検討								
③ 広報			市ホームページ	広報基本計画策定 実行委員会ホームページ開設準備	広報啓発活動の推進 実行委員会ホームページ開設・運営 大会報告書編成方針検討	実行委員会SNS開設・運営 大会報告書編成方針決定	大会報告書作成			
④ 市民運動				市民運動基本計画策定	市民運動の推進 ボランティア募集要項作成 ボランティア募集・研修会開催 リハ大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア業務計画作成 リハ大会ボランティア配置	大会ボランティア配置			
⑤ 観光・接伴					歓迎装飾・接伴実施要項作成 案内所・休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾、ガイドブック等の検討 リハ大会案内所、休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾、ガイドブック等の配布 大会案内所、休憩所等設置 大会売店設置			

総務企画関係

青の煙めきあおもり国スポ・廃スポ 十和田市開催推進総合計画【年度別業務一覧表】

年度	令和2年度(6年前)	令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
⑥ 競技 競技式典関係	競技用具整備計画の検討・作成 協議会役員等編成案の検討・作成 協議会係員・補助員編成案作成 リハ大会実施検討 デモスポ開催競技決定			競技運営基本計画策定 競技用具整備計画決定	競技別実施要項検討 競技用具整備の推進	競技別実施要項作成	競技別プログラム作成・配布 競技役員等の編成・委嘱 競技会係員・補助員の編成・委嘱 デモスポ開催 臨時通信施設架設設置
					競技別リハ大会実施要項作成 デモスポ実施要項検討 情報通信基本計画策定	競技役員等編成決定 競技会係員・補助員編成決定・養成 競技別リハ大会プログラム作成・配布 デモスポ実施要項作成 情報通信業務実施要項作成	各競技会開始式・表彰式の実施 炬火イベント実施 大会会場設営 大会配宿実施 大会升当調達実施
				施設整備基本計画策定	炬火イベント検討 リハ大会会場設営仕様書作成	リハ大会会場設営 大会会場設営仕様書作成 大会宿泊実施要項作成 第三次仮配宿 大会升当調達要項作成 リハ大会升当調達実施	大会会場設営 宿泊本部設置 大会配宿実施 大会升当調達実施
	宿泊施設実態調査	第一次仮配宿	宿泊基本計画策定		リハ大会会場設営仕様書作成 第二次仮配宿 升当調達要項作成		
⑩ 医事・衛生 宿泊衛生関係				医事・衛生基本計画策定	医事救護要項作成 医療救護実施マニュアル作成 リハ大会救護所設置計画作成 防疫対策要項作成 防疫対策実施マニュアル作成 食品衛生対策要項作成 食品衛生対策実施マニュアル作成 環境衛生対策要項作成 環境衛生対策実施マニュアル作成	救護所設置計画作成 リハ大会救護所設置 防疫対策の推進 食品衛生対策の推進 環境衛生対策の推進	救護本部・救護所設置
⑪ 輸送交通 輸送交通関係				輸送交通基本計画策定	輸送交通業務実施要項作成 引越輸送マニュアル作成 リハ大会輸送計画作成 駐車場等調査・確保	輸送計画作成 リハ大会計画輸送実施 車両誘導計画作成	輸送本部設置
⑫ 警備・消防				警備・消防防災基本計画策定	警備・消防防災実施要項作成 リハ大会警備・消防計画作成	警備・消防防災計画作成 リハ大会警備・消防本部設置	警備・消防本部設置
第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催							
鹿児島県	鹿児島県(中止※R5へ移動)	三重県(中止)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県

開催県 鹿児島県(中止※R5へ移動)

三重県(中止)

栃木県

鹿児島県

佐賀県

滋賀県

青森県

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会常任委員会名簿

(順不同・敬称略)

会長 1名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
1	市関係	十和田市	市長	櫻 田 百合子

副会長 5名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
2	市議会	十和田市議会	議長	石 橋 義 雄
3	体育・スポーツ	一般財団法人十和田市スポーツ協会	会長	古 舘 仁
4	産業・経済	十和田商工会議所	会頭	今 泉 湧 水
5	市関係	十和田市	副市長	田 村 和 久
6	市関係	十和田市教育委員会	教育長	丸 井 英 子

常任委員 39名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
7	体育・スポーツ	一般社団法人青森県サッカー協会	会長	大 南 博 義
8	体育・スポーツ	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	石 黒 一 之
9	体育・スポーツ	青森県相撲連盟	会長	櫻 田 一 雅
10	体育・スポーツ	青森県ゲートボール協会	会長	大 宮 仁
11	体育・スポーツ	青森県バウンドテニス協会	会長	山 口 龍 城
12	体育・スポーツ	青森県パークゴルフ協会連合会	会長	太 田 薫
13	体育・スポーツ	青森県高等学校体育連盟	会長	岡 一 仁
14	体育・スポーツ	上北地方中学校体育連盟	会長	中 野 寿 彦
15	体育・スポーツ	十和田市スポーツ推進委員協議会	会長	長 畑 清 二
16	体育・スポーツ	十和田市地区体育振興会連合会	会長	米 田 良 雄
17	体育・スポーツ	青森県バレーボール協会	会長	大 瀬 良 一
18	福祉・障害	一般社団法人青森県ろうあ協会	会長	小 沢 千 枝 子
19	学校・教育	十和田市校長会	会長	野 坂 佳 孝
20	学校・教育	青森県立三本木高等学校	校長	小 倉 民 生
21	学校・教育	青森県立十和田工業高等学校	校長	山 田 誠
22	学校・教育	三本木農業恵拓高等学校	校長	小 泉 朋 雄
23	医療	一般社団法人上十三医師会	会長	小 嶋 泰 彦

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
24	医療	公益社団法人青森県看護協会 上十三支部	支部長	甲 地 泰 子
25	社会・市民団体	十和田市町内会連合会	会長	升 澤 博 也
26	社会・市民団体	十和田市連合婦人会	会長	升 元 訓 子
27	社会・市民団体	社会福祉法人十和田市社会福祉協議会	会長	江 渡 恵 美
28	宿泊・観光・衛生	一般社団法人十和田奥入瀬観光機構	事務局次長	池 田 陽 子
29	宿泊・観光・衛生	十和田市旅館・ホテル業組合	組合長	下 山 勝
30	輸送・通信・警備・消防	十和田地域広域事務組合 消防本部	消防長	川 村 博 秀
31	輸送・通信・警備・消防	十和田市タクシー協会	会長	田 中 宏 一
32	輸送・通信・警備・消防	公益社団法人青森県バス協会	会長	工 藤 清
33	市関係	十和田市	総務部長	力 石 清 司
34	市関係	十和田市	企画財政部長	小 川 友 恵
35	市関係	十和田市	民生部長	笹 森 祥 子
36	市関係	十和田市	健康福祉部長	堰野端 誠
37	市関係	十和田市	農林商工部長	蛭 名 定 信
38	市関係	十和田市	建設部長	米 田 義 広
39	市関係	十和田市	上下水道部長	米 田 宏 幸
40	市関係	十和田市立中央病院	事務局長	渡 邊 一 史
41	市関係	十和田市議会事務局	事務局長	川 村 齊
42	市関係	十和田市監査委員事務局	事務局長	高 見 亜希子
43	市関係	十和田市選挙管理委員会事務局	事務局長	櫻 田 善 也
44	市関係	十和田市農業委員会事務局	事務局長	櫻 田 修一郎
45	市関係	十和田市教育委員会	教育部長	浦 田 陽 子

計 45 名

